二　特別搬送式デジタル伝送装置
(1)　前号の(1)から(4)までに掲げる事項
(2)　高周波電流の送信に関する機能
(3)　最大送信時間の設計値
三　広帯域電力線搬送通信設備
(1)　第一号の(1)及び(2)に掲げる事項
(2)　搬送波の周波数（搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲とする。）の設計値
(3)　伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の設計値
四　誘導式読み書き通信設備
(1)　第一号の(1)から(3)までに掲げる事項
(2)(1)　電波の強度に対する安全施設の状況
(3)　高調波及び低調波による高周波出力の設計値
五　超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウェルダー及び電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械
(1)　第一号の(1)に掲げる事項
(2)　外観及び構造
(3)　発振の方式
(4)　振動子の種類及び型名（電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械を除く。）
(5)　利用周波数及び周波数変動幅の設計値
(6)　利用周波数による発射及びスプリアス発射の漏えい電界強度の設計値

第四十六条の三第一項第六号の(1)中「前号の(2)、(3)及び(6)」を「前号の(2)、(3)及び(5)」に改める。

第四十六条の六中「前五条」を「第四十六条から前条まで」に改める。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第六号の第3を次のように改める。

第3　添付書類（設備規則第60条第２号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。）

長辺

高周波利用設備申請書届書（注１）の添付書類（　　設備分）(注２)				※整理番号	
（設備の別）	(1)　使用周波数	(2)　製造者名	(3)　型式又は名称	(4)　製造番号	
1　工事設計	(5)　設備の区分	(6)　電力線への伝導妨害波の電流	(7)　電力線への伝導妨害波の電圧		
	(8)　通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流	(9)　放射妨害波の電界強度	(10)　その他の工事設計		
2　参考事項					
ふりがな					
3　氏名又は名称					
ふりがな					
4　住所					
ふりがな					
5　設置場所					
6　許可の番号		7　許可の年月日			
※　備考					

短辺　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　不要の文字は抹消すること。
２　同一の通信系統に属する送信設備の数を記載すること。
３　※印を付けた欄は、記載しないこと。
４　１の(1)から(9)までの欄は、申請に係る設備の記載内容が同一のものについては、設備の別が分かるように一括して記載することができる。
５　１の(1)の欄は、使用する周波数の範囲（搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲）を「４MHzから28MHzまで」のように記載すること。
６　１の(5)から(9)までの欄の記載は、次によること。
(1)　１の(5)の欄は、屋内広帯域電力線搬送通信設備（施行規則第44条第２項第２号の(1)に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。）の場合は「屋内広帯域」と、それ以外の場合は「一般広帯域」と記載すること。
(2)　１の(6)の欄は、通信状態における電力線への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。
(3)　１の(7)の欄は、非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値をデシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。
(4)　１の(8)の欄は、通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。
(5)　１の(9)の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。
(6)　(2)から(5)までの記載に当たつては、設備規則第60条第２号の(1)の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。